

第四回國會 大藏委員會 議錄 第一号

昭和二十三年十二月三日(金曜日)

午後二時三十九分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 島田 晋作君 理事 梅林 時雄君

理事 堀江 實藏君

石原 登君 吉米地英俊君

松浦 榮君 佐藤顯次郎君

中崎 敏君 多倫治郎君

山下 春江君 川野 芳滿君

本藤 恒松君

出席政府委員

大藏政務次官 塚田十一郎君

大藏事務官 黒金 泰美君

大藏事務官 平田敬一郎君

大藏事務官 愛知 揆一君

專賣局長官 原田 富一君

委員外の出席者

大藏事務官 原 純夫君

専門員 黒田 久太君

十二月二日

委員村上勇君、亘四郎君及び吉川久

衛君辭任につき、その補欠として石

原登君、松田正一君及び川野芳滿君

が議長の名で委員に選任された。

十二月一日

大藏省預金部特別会計外二特別会計

の昭和二十三年度における歳入不足

補てんのための一般会計から繰入

入金に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第一号)

砂糖消費税法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第二号)

製造たばこの定價の決定又は改定に

関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第三号)

復興金融庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

國政調査承認要求に関する件

小委員及び小委員長選任に関する件

大藏省預金部特別会計外二特別会計

の昭和二十三年度における歳入不足

補てんのための一般会計から繰入

入金に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第一号)

砂糖消費税法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第二号)

製造たばこの定價の決定又は改定に

関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第三号)

復興金融庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四号)

○島村委員長 これより會議を開きま

す。

議案の審査に入ります前に、小委員会

設置に関する件でお諮りいたしたいと

存じます。これは國政調査に関する議

長の承認を得た後、その承認に基づいて

設置しなければなりませんので、その

點國政調査の承認要求書の文案、設置

されます小委員会の種類、小委員、及

び小委員長の選定等につきまして、

前國會通り決定するに御異議ありませ

んか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○島村委員長 御異議なしと認めま

す。それではさよう決定いたします。

なお手続等につきましては、委員長に

御一任願いたいと思いますが、御異議

ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○島村委員長 御異議ないものと認め

ます。さようとりはからうことにいた

します。

次に一昨日本委員会に付託されま

した大藏省預金部特別会計外二特別会

計の昭和二十三年度における歳入不足

補てんのための一般会計から繰入

入金に関する法律の一部を改正する法

律案、砂糖消費税法等の一部を改正する

法律案、復興金融庫法の一部を改正

する法律案、製造たばこの定價の決定

又は改定に関する法律の一部を改正す

る法律案を一括議題といたします。政

府の説明を求めます。

大藏省預金部特別会計外二特別

会計の昭和二十三年度における

歳入不足補てんのための一般会

計から繰入金に関する法律

の一部を改正する法律案

大藏省預金部特別会計外二特

別会計の昭和二十三年度にお

ける歳入不足補てんのための

一般会計から繰入金に関

する法律の一部を改正する法律

案、大藏省預金部特別会計外二特別

会計の昭和二十三年度における歳入不足

補てんのための一般会計から繰入

入金に関する法律昭和二十三年法律第

十八号)の一部を次のように改正する。

題名中「外二特別会計」を「外三特
別会計」に改める。

第一項中「大藏省預金部特別会

計」の下に「食糧管理特別会計」を

加え、「四十五億七千九百九十七万

九千円、を四十一億四千六百二万

六千円、食糧管理特別会計について

は十二億八千三百五十五万二千円、

に、「二百九十一億七千四百万円」を

「三百二億七千九百六十九万五千円」

に、「六十億二千六百万円」を「六十

九億二千六百四十三万七千円」に改

める。

第二項中「大藏省預金部特別会

計」の下に「食糧管理特別会計」を

加える。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

砂糖消費税法等の一部を改正す

る法律案

砂糖消費税法等の一部を改正

する法律

第一條 砂糖消費税法(明治三十四

年法律第十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三條中「二千二百円」を「二千

円」に、「七百元」を「九百元」に改

める。

第十一條及び第十二條ノ二中

「煉乳」の下に「若ハ育兒食」を加え

る。

第十二條ノ三中「煉乳又ハ」を

「煉乳若ハ育兒食又ハ」に、「煉乳」

製造者」を「煉乳又ハ育兒食の製造
者」に改める。

第二條 物品税法(昭和十五年法律

第四十号)の一部を次のように改

正する。

第二條第一項中「一万二千円」を

「六千円」に改める。

第三條 租税特別措置法(昭和二十

一年法律第十五号)の一部を次の

ように改正する。

第一條中「砂糖消費税」を削

る。

第十一條を次のように改める。

附則

この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律施行前に課した、又は

課すべきであつた砂糖消費税又は

物品税については、なお従前の例

による。

3 この法律施行の際、製造場又は

保税地域以外の場所、同人が昭

和二十二年十二月一日以後開税法

(明治三十二年法律第六十一号)第

百四條の規定により外國とみなす

地域から輸入した砂糖(昭和二十

二年十二月一日以後昭和二十三年

二月十六日までの間に人工若しく

は混合栄養乳牛乳に添加するた

め又は育兒食を製造するため配給

されたものを除く)又はこれを原

料として製造した砂糖、糖みつ若

しくは糖水(以下輸入砂糖等とい

う。)を各種類を通じて合計二百

斤以上所持する場合においては、その者が、この法律施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなして、砂糖消費税を課する。この場合においては、その税額が一万円以下のときは、昭和二十四年一月三十一日限り、一万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り徴収する。

税額一万円をこえるとき
昭和二十四年一月及び二月
税額五万円をこえるとき
同年一月から三月まで
税額十万円をこえるとき
同年一月から四月まで

4 製造場又は保税地域以外の場所
で輸入砂糖等を所持する者は、その所持する輸入砂糖等の種別、数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に所轄税務署に申告しなければならない。

5 製造場又は保税地域以外の場所
で輸入砂糖等を砂糖消費税法第五條第一項に規定する目的のため又は同法第十一條第一項に規定する用に供するため所持する場合において所轄税務署長の承認を受けたときは、第三項の規定にかかわらず、その輸入砂糖等は、その承認を受けたときにおいて同法第五條又は第十一條の規定による承認を受けて引き取つたものとみなす。

6 前項の承認を受けようとする者は、この法律施行後一月以内にその旨並びにその所持する輸入砂糖等の種別、数量及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署に提出しなければならない。

7 この法律施行の日までに輸入された輸入砂糖等のうち自己の生活上消費する者に対して食糧配給公團が食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の規定により配給する砂糖消費税法第三條第一号に掲げる砂糖については、租税特別措置法第十一條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。その場合においては、第三項の規定は適用しない。

復興金融庫法の一部を改正する法律案
復興金融庫法の一部を改正する法律案
復興金融庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第一項中「千三百五十億円」を「千四百五十億円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案
製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案
製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案
製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○本藤委員 三十日の委員会で大蔵委員会に付託された請願 会期中に付託された件がそのとき六十二件あつたのでありますが、こういうものを最終日のわずかな時間で全部審査して、どれを採択するか、どれをはねるかといふことは実に不親切なやり方で、まことによくないもので、私このときにちやうど本会議を終えて帰つてしまつてついで出席しなかつたのでありますが、やはり今後たとえ五件か六件くらいずつ請願が出て来ても、われ／＼委員のところで、会期の一番おしまいじやなくして会期の途中でもまた初めでも、一應会期中にこれを審査して、慎重にひとつやつていただきたい。こういうことを特にお願いしておく次第であります。

○島村委員長 ただいまの本藤さんの御発言はごもつともであらうと存じます。私どもは先般この取扱いについて理事に御一任いたしましたので、この間採択の可否を決しますときに、理事会でもつて、ごもつともあつたのじやないかと、これも粗雑になるおそれがあるのだから、これからは二、三件でもまとまつたらひとつやうじやないかといふことで、ちやうど今の御希望のような御意見と、びつたり合ふようなことを理事会で申し合せました。それでそれから仰せの通りにこれから運ばれると存じます。また運んで参りたいと存じます。

○本藤委員 了承いたしました。

○島村委員長 この四法案につきま

ては、前国会におきまして一べん御説明いたされたので、この際説明を省略することを御了承いただきたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議ないものと認めまして、さうとりはからいます。ただちに本案の質疑に入ります。佐藤君。

○佐藤（鶴）委員 大蔵次官に質問いたします。現在このたばこの値上げが出ておりますが、これは御承知のようになつておりましたが、たばこの収入が予定通りに入らなかつたから、その収入をふやすための補填といふことで、家庭配給の値段を上げることになつておりましたが、実はこういうような歳入の不足の面がたくさんあるのに、取引高税の廃止といふことを民主自由党で盛んに言われておるのでありますが、こういう点は國民にどういふように影響があるかということに對して、どんなお考えを持つておられるか、ひとつ率直にお伺いしたい。

○塚田政府委員 たばこの今度の値上げにつきましても、ただいま佐藤委員から御指摘のように、主たる理由が現在までの賣れ行き状況からして、歳入欠陥を生ずるであらうということ、これを値上げしてその欠陥を補うといふ考え方であることは、申すまでもないのであります。もちろんそれと同時にこれを値上げいたしますことによつて及ぼす全般的な影響、それから他の質上げその他に伴う、そういう全体にらみももちろん原因にはなつておりますが、しかし大体のねらいは今申し上げる通りであります。そこでこういうような状態であるときに、大臣からしば／＼言明いたしておりますよう

に、政府は取引高税を何とかしたいといふ強い考えを、持つておりますこと、これは申すまでもないのであります。この点は私どもの考え方として、こういうふうに考えておるのであります。すでに皆さん方が御承知のやうに、日本の今日の課税負担といふものは非常に強い。そこでこれを何らかの形でできるだけひとつ軽減して行きたいといふ考え方が、基本になるわけでありまして、この基本構想からしまして、結局幾らかでも軽減できる面があるならば、まず取引高税のやうなものを取上げるべきが至当じやないのか、こういう考え方があります。そこで重いと申しましたが、なお重い負担の間にもう少しの層、どの階級の人に負担をしてもどうかといふことについて、も考へる余地がある。それで取引高税を廃止いたします場合には、その財源としてはできるならば、第一段は國費の節約によつてその財源を見出すべきものだ。節約して余してさういふ負担を軽減して行くという練が第一であらうといふことはもとよりであります。

第二段といたしましては、廣く國民大衆全般にこゝろいふやうな負担のかかるものでなく、ことに実施の手續上非常に困難を伴い、特に徴税費も非常にたふさんかかるとは御承知の通りでありますから、もつと別な層に、別な形において負担をしてもらつて、それにかゝるという意味において第二段の財源を考へて、取引高税を廃止して行かす。その第二段の考え方は具体的に申し上げますならば、やはり酒などを増税いたしました、それによつて出て来る酒の消費税などからいたしまして、増税すれば当然賣れるという見込

みも立ち得るわけであります。そうい
う考え方によりまして、強く取引高税
というものを廃止したいと考えており
ます。こういうふうに御了承を願いま
す。

○佐藤(観)委員 酒の増石ということ
は非常にけつこうなことであります
が、現在これは芋とかさういふものな
らばけつこうであります。米をつぶ
して酒にするということは関係方面と
折衝して許されるかどうか、この点を
お伺いいたします。

○塚田政府委員 この点は私も野党
でありました時分に考えておりました
ほどは、実はその筋の承認は得られて
おらぬのであります。しかし相当に承
認が得られまして今度増石になるとい
うことになつておりますが、ただ酒の
場合にも皆さん方御承知のように、
高いものは多少賣れ行きが思わしくな
いということ、それから本年度の造石
が本年度の税収入にならぬこともあり
まして、それによつて収入面の増加が
期待できないということになつており
ますが、しかしだん／＼と分量を殖や
して参りたいという筋においては、多
少ずつ進展を見ておる。こういうよう
になつております。なお数字の点のこ
まかいことは局長から申し上げたいと
思います。

○佐藤(観)委員 前回の第二國會にお
きまして取引高税にわれ／＼が賛成し
たのは、幾多の財源を持つておりまし
ても適当なものがないということ、こ
の税法はいいというわけではなく、消
極的な意味でやむなく認めたというこ
とは、大衆社会党の者が全部承知した
わけでありまして、しかるに今度現実の
状態におきましては、中央において取

引高税にいろ／＼めんどろな問題があ
りまして、地方の税務署ではこれの捕
捉に非常に困つておりますけれども、
しかしわれ／＼はほかに財源がないと
いうことで、やむなくこれを認めたわ
けであります。今たまたまにこれがや
められるということになりますと、わ
れわれが実際の政治をやる場合におい
て、芦田内閣の時ならばこれはできな
いことであるが、民主自由党の吉田内
閣になれば取引高税が廃止できるとい
うことになりまして、その点において
大蔵省は一体どういふ見解を持つてお
られるか。特に平田主税局長がこの事
件の方であります。幾多の説明を受
けたのであります。こういう点につ
いてどんなお考えを持つておられます
か。ひとつ主税局長に御答弁を願いた
いと思ひます。

○平田(敬)政府委員 取引高税の問題
につきましては、先ほど政務次官から
お話になりました通りでございます。
実は私も本年度の当初予算の編
成にあたりましては、非常にいろ／＼
な苦勞をいたしました。相当な財源を
税に求めなければならぬということに
相なりまして、その結果どうしても
まだかつて日本では実施しておらな
かつた取引高税のごときものを起さな
いといふ健全財政は確保できな
い。本税を起しますればとにかく本年
度の予算編成ができません。またその
状況次第ではこれは非常に情勢の变化
に應じやすい税でございますので、こ
の非常に苦しい時代におきましては好
財源の一つであるというふうに、御
説明を申し上げておつたわけでありま
す。私どもも國費の節約が相当でき
る、それから他にそれにかわるべき相

当な優良な財源があるというようなこ
とを、目下研究中でございます。し
さういふ方面がございしますれば、し
て取引高税を存続しなければならぬと
いう強い見解までは持たないというこ
とを、この際申し上げておきます。た
だ現在の財政上から申しますと、非常
に苦しい今年度といたしましては万や
むを得なかつた。來年はどうなりまし
か、今後よく検討いたして参りたい。
あるいは本年度におきましてはかわる
べき好財源がございしますれば、これはも
ちろん今政務次官のお話の通りござ
いまして、別段大した意見の差がない
ことを申し上げておきます。

○佐藤(観)委員 実は塚田政務次官か
らいろ／＼お話を承つたのであります
が、國費が節約ができたという状況
に現在なつておるかどうか。少くとも
現在の官公廳の職員俸給の安いこと
は、だれが見てもこれは疑ふことので
きない事実であります。すでに人事院
において六千三百円をうたわれ、われ
われ社会党としては六千六百円出し
て、これでやつたという考えを持つ
ておるわけでありまして、少くとも今
の経済情勢において、インフレーション
が高進しておる今日におきまして、
國費の節約をするようなことは、どう
考えましても該當するものはないと思
うのであります。そういう点につ
いて今政府では何かその間に節約でき
るような大きな財源があるか。どこかに
さういふような穴があるかどうか。ひ
とつ御説明を願ひたい。

○塚田政府委員 國費を節約する何か
具体的な考えがあるのかというお尋ね
であります。これは御指摘のよう
に、非常に困難を伴うものであるとい

うことは、私もよく承知いたしてお
る。ただ私も國費の節約というものを
考えますときには、今の日本の財政
状況を全体として見て、困難だからとい
つて、このままさういふ財政政策の線
を押し進めるかどうかということを
考えるときに、これは絶対にやつて行
かれない。どうしてもこの点に再考慮
を加えなければならぬという考え方か
ら、これは非常に困難ではあるが、そ
の困難を克服してもやらなければいけ
ないというところに強い考えを持つてお
ります。そこで当然その帰結といたし
ましては、もうこれは國民の間に常識
をもたつておられますように、やはりま
ず行政整理というものを考えなくては
いけない。その場合には失業対策とい
うようなものが、当然これに伴つて出
て来なければならぬことも申すまでも
ないのであります。さういふものを
彼此勘案いたしますと、あるいは人間
費節約ということによつて当面出て來る國
費節約というものは、さう十分ないか
もしれないということも考えておる。
しかしさういふような状態を総合勘案
いたしましたとしても、やはりこれはやら
なくちやならぬ。そこで人間を減らし
て、減つて來るのはもちろん給與だけ
ではないということも、皆さん方のよ
く御承知の通りでありまして、まず人
間を減らす、行政を整理するというこ
とを中核にいたしまして、國費全体、
物件費その他の面、さらにできますな
らば國內のさういふような態勢を前提
といたしまして、國內でこれだけ努力
をして國費の節約に努めておるのであ
るから、さういふような努力を十分そ
の筋へも認めてもらひまして、できる
ならば終戦処理費というふうなものも

なるべく軽減してもらふ。さういふよ
うな線に全面的に考えを進めて行つて
相當額を減らしたい。こういうように
考えておるわけでありまして。

○佐藤(観)委員 もう一つ主税局長に
質問したいのです。先般來実行されま
した取引高税の実施の今までのあり
方、またその実施に対する地方におけ
るところの反対意見とか、またこれに
ついての非難というふうな問題をひつ
くるめて、概括的に今日までの取引税
のあり方について御説明願ひたいと思
ひます。

○平田(敬)政府委員 御質問の趣旨が
よくわかりませんが、大体実際の状況
を申し上げまして、御参考にしたいた
いと思ひます。取引高税は本年度の予
算で約二百十億程度見込んでおりま
す。この見込みは少いという見方もご
ざいますし、あるいは脱税が多くて
なか／＼とれないだらうという見方も
あつたように思ひます。私も施行の
当初におきましては、なるべく宣傳、
あるいは、若干きつと思はれるよう
なことがありまして、最初に印紙交
付等についていい癖がつかないと、
なか／＼あつたがうま／＼行かないのでは
ないかというところを考へまして、最初
のうちには若干形式的な取締りをやりま
して、その結果非常に反感を買つてお
る面もございします。ほんとうに脱税の
意思があるかどうかを問わないで、印
紙を渡さないというところだけで罰則に
なる規定があるのでございしますが、そ
ういふ簡単な規定を適用いたしまし
て、極力履行して参つたのでございま
す。今までの状況から見ますと、大体
印紙で月十八、九億、現金で四、五
億、二十億九月と十月にそれ／＼

入つてゐるようでございます。おそろく十一月、十二月と——なかなか十二月は賣れ行きが相しい月でございますから、もしもいろいろ議論に世間がまどわされることなく、いさしくも税法としてある間は税を守る。こういう本來の本筋に従つて勵行されるとすれば、十一月、十二月等は相當な増加が出て参ります。結局年度内といいたしましては、そうむりな更正決定等をいたさなくても、大体において所期の目的が確保できるのではないかと。所得税は御承知のように、大体見込みに對しまして、申告出て來ました税は、わずかに二割七分、今度の追加予算を入れますと、二割二分くらいの数字にしか相なりません。あとの八割近くを税務署が更正決定によつてまかなわなくてはならぬという、非常にむづかしい状態に相なつてゐるのでございますが、それに比しますと、取引高税は、全体としましては、納入の成績は比較的良好的でございます。もちろん中には購入通帳を轉賣するとか、あるいは印紙につきまして、なか／＼勵行しない。なか／＼やみ商人は守らない。これに反して昔からのしにせはちやんと守つてゐる。さういふいろいろな欠陥は多数ございますが、全体として見ますれば、さうな状況に相なつておるのでございます。結局におきまして、いろいろ私ども考えますと、取引高税に對しては手数が相當めんどろだといふような非難があるようでございます。これは私も最初から予想しておたことですが、ただ實際やつてみると、なか／＼業界もたいへんだという感じを持つております。これに對して、税自体の納付といふもの

は、所得税等に比べると非常に輕いし、めんどろであります。その都度都度出しますから、税金としては大したことはない。むしろ實際は、取引高税の實施に關連して、所得等がはつきりする。あるいは下手すると、やみなにかにひつかかるおそれがあるという面が、相當業界に對する庄迫となつて現れた。それが反對の理由の一つになつてゐるのではないかと。うに考えられるのでございます。ただ後者の方は、これはどうも正式には賛成できない反對論でなからうかと思ひます。一面國會ではやみ所得の捕捉、課税の適正化という非常な強い要望がございしますが、さういふ見地から申しますれば、あるいは取引高税の欠陥が問題になつても、これは悪いのでなく、むしろいいのではなからうかと考へておるのであります。ただ一般に手数が相當かかるといふことは、現實の問題といたしまして、民間においてやはり相當の迷惑を受けておられるところではなからうかと思ひます。さういふ点から相當な反對論も出て來ておるやうに見受けられるのであります。實際の成績から申しますと、私も最初はたして印紙がどこまで勵行できるだらうかと大分心配したのですが、いろいろ調査いたしますと、大体八〇％の方は印紙を受取つておる。さういふお客の方が大部分のようです。十月ごろのころ／＼なものについて簡單な調査をやつてみましたが、それから見ますと、やはり税金としては、所得税あるいは法人税等と比べて、相當進んで納めるといふ態勢ができておるようです。しかしいすれにいたしましても相當な額でもございまして、本年度もし

も改正がなされないということになりますれば、若干の更正決定をいたしまして、本年度の予算として確保したい。かやうに考へておる次第であります。

○島田委員 私は今回上程されております諸法案に對する質疑を行う前に、委員長を通じて、大蔵大臣に對して次のようなことを要求していただきたいのであります。それは、第三國會におきましてこの大蔵委員会がいろいろ法案を審議いたしました。その根柢となつてゐるこの内閣の、あるいは財政政策、あるいは金融政策、あるいは通貨政策といふやうな、基本的な態度と申しますか、方針と申しますか、さういふものに対して大所高所から全面的な御審議をいたしまして、さういふ基本的な線をはつきりしないといふ具體的に出て來ます。さういふ審議はほんとうはできない。さういふふうに感じたのでありますけれども、何分第三國會はあつたやうな経緯を経まして、事實上政府としても國會に對してはつきりした財政政策も金融政策も、あるいは國政一般に對する政策の施政方針がなかつたといふやうな事情にかんがみまして、実はそのまゝ控えておつたのであります。今度の第四國會にあたりまして政府においでも、新聞の傳えるところによりますと、明日施政方針演説、並びに大蔵大臣、安本長官としての經濟演説が行われるやうであります。もちろん本會議におきましては各党から質疑が出ると思ひますが、この委員会といたしましてはや専門的になりまして、掘り下げた質問をいたしたいと思ひますので、明週でけつこうでありますから、

あとで理事の方に諮つて政府の都合も聞きまして、少くともこの短い会期でありますから、なるべく早く大蔵大臣が繰合されて、數時間をさましてここに落ちついておられて、われ／＼も隨意なき質問をしたいし、隨意なき御返答も得たいので、さういふふうな取扱い方をせむともしていただきたいと思います。

あとの法案につきましては、明週個々の場合について質問したいと思ひますが、さういふ基本的なものを大蔵委員会が掘り下げて行く。先ほど開會前に難談いたしましたのでありますけれども、いろいろな委員会がございまして、前の財政金融委員会と違ひまして、大蔵委員会の仕事が多岐にわたつたやうな感じがいたします。これは結局新しい國會法による活動でありますからして、私もそれはそれに対して文句を言うのではありませんが、それだけにまた大蔵委員会が新しい責任と負担をみずから背負つて、われ／＼大蔵委員としての職務を全うしたい。さういふ含意から私は申し上げます。さういふ多忙とは思ひますけれども、ぜひとも數時間繰合せて、ゆつくりこころでお互に質疑し、あるいは答弁をしていただきたい。さういふやうな段取りを、弱い意味でなく、強い要求があつたといふことを政府に對し委員長から傳へていただきたいと思います。日取り等については委員長と私もあとで相談してきめていただきますが、その点をひとつお願いしておきます。

○島村委員長 ただいまの島田委員の御意見は了承いたしました。政府と折衝いたすことにいたします。

○本藤委員 大蔵省の方針を主税局長

さんにちよつと承りたいのですが、酒精に關係する税金が非常に高く引上げられてゐるので、現在のところでは果実酒と稱する生ぶどう酒とか、りんご酒、さういふものは今の大衆の購買力というか、實際面から行くとおそろく今賣れない。それは品質も悪い、酒精も少ないと思ひます。現在二つの解釈があります。よく農村へ行くとおそろくりしやうちやうとかいつて、酒精はどのくらいあるか、十五度あるか二十度あるか、われ／＼はよく知りませんが、さういふもののおそろく日本全國に氾濫してゐるといふふうに見えてよいだらうが、ことにわれ／＼に關係ある東京においても、いなかの長野方面に行つてもあるのであります。さういふ酒が取りといふやうなものが一升約四百円程度で一般に出てゐるから、現在の品質からいつても悪く、値段が非常に高い果実酒が一升約四百五十円もする、買わないといふことになつて、おそろく現在果実酒をつくらつてゐる人たちは、ほとんど業が成り立たない。また欠損してゐる。どうすればよいかと云つて、ほとんど窒息状態といふか見透しのつかない状況にあるのです。これは一般市場のかす取りとの關係が一つあると思ひ、また大衆の購買力ともならみ合せて、それだけの購買力がないといふ關係も一つあるでしょうが、さういふ点から行くと、ほとんど賣れないものをつくらつておつてもいけないから、やはりこの酒の税金を引下げて大衆の購買力にけり合ふところに落して、むしろ政府の増收に向けたらどうかといふ考もあるから、それに対する所見も伺いたい。それからかす取りしやうちやうといふやうな

○平田(敬)政府委員　現在酒の賣れ
きが悪いことは、先ほど政務次官か
もお話がございましたし、皆さん御
知の通りでありますが、その一つの主
きな原因は密造酒が大分ふえて來た
と。さらにいま一つの理由は酒の値
が少し高過ぎる。いろ／＼な原因は
ろうと思いますが、なかなかすぐ最近
おきまして密造酒が非常にふえてお
いることは事実でございます。こ
をいかにして取締りをするか、ある

ので、値段を安くしていいものをつくつて國民に供給さえすればいいじやないかということばかりでは、判断するわけにも参らないと思ひますので、そういう観点も考慮に入れて研究してみたいと思ひます。後段の場合におきましてはやはり著しく場所が不便で、どうも一般免許の場合におきましては著しく不適当といつたような場合におきましては、若干免許を渡する場合もあるかと思ひます。そういう場合でない、若干不便であるが、以前はつくつていたという場合におきましては、先ほど申しました趣旨によりまして、現実能力があれば免許する。かような方針にいたしております。もし具体的な問題がありましてよく取調べてみたいと思ひます。

○川野委員　ちよつと関連して、ただいま酒の問題が出ましたので、私も一、二箇單に質問してみたいと思ひます。配給酒は今日の値段では高いけれども、このくらいでは國民はしんぼうできるんじゃないか、こう思つておりますが、特價酒の問題であります。九百いくらの清酒、七百いくらのしよちゆう、この特價酒があまり値段が高いために賣れ行きが悪い、こういうことになつておるのでございます。賣れ行きが悪いだけならけつこうですが、ただいま御質問のありましたように、密造酒というものが非常に盛んになつて参る。こういう結論に相なりますので、特價酒の値段について、現在の値段でけつこうな部面もありますが、その中間にもう一種類つくつてもらつたらと私は思うのですが、しよちゆう

ものを全部アルコール原料にするための穀粉にいたしまして、その穀粉からつくりましたアルコールに——これは大蔵省では御試験済みと思ひますが、又光線を通しますれば非常に優秀なウイスキーができます。このウイスキーは他の方法によつて醸造されたウイスキーに遜色ございません。今もし農林省のデーターに出てゐる反当二百貫を三百貫として、そのうち百貫をこのアルコールに充て、その一升のアルコールから五十円の税金をとつたとすれば、一千四百億という税金が上るのであります。この税金によりまして、今政務次官は人を減らすことによる國家の均衡財政を考へておられるような御発言がございまして、その裏には必ずや失業対策というものが在ることは当然であります。この失業対策については、今どなたがどう知恵を働かしてみまして、何も失業対策に充てる根本的な資材も資金もない日本としては、救國的、再建的な一つの新たな事業によつてそれを考え出す以外に方法はないと思ひます。貯蔵に困難で、あたら腐らしてゐるものを活用いたしまして、これを國の財源にし、あわせて失業対策にする。そのアルコールにする穀粉の何割かから、どう糖を製造して甘味にいたしましたか、私はいつかの委員会にもアルコールの専賣についてお考えはないかというのを、佐藤さんか川合さんかから御質問があつたと思ひましたが、その考えはきまつてないというやうなお話のようでありました。私はアルコールとか甘味とかいうものは、砂糖の消費税に対して思ひ出したのでありますが、これは専賣にして國庫財

源の資料にすべきだと思ひます。そういう新たな一つの考え方の上に立つて、ただあたふた食糧の逼迫してゐる今、米をつぶして酒をつくる——酒が必要なのは当然でありますけれども、その酒は米をつぶした酒でなければ日本人の体質に合わないということばありません。のみならず千四百億の税源をまかない得るウイスキーは、とても日本人だけでは飲み切れないほどの量であります。これは赤い色、青い色をつけてペーミンシトのようなものにすれば、南洋あたりにはいくらでも輸出できると思ひます。そういう再建的な、これこそアルコールの根本的な一つの考え方に同調して、政府はこれを國營でもつてそういうことを試みてみようという御意思ありや否やを承つておきたいと思ひます。

○塚田政府委員 ただいま山下委員から救國の採算をお授け願つて、まことにありがたく拜聴いたしましたのでありますが、考え方の方向としては私もまことに同感なのであります。米をつぶして酒をつくるということばはよくない。今年いもを腐らしておるということも確かにその通りなのであります。ただすべては今までとつて來ました政策の線です。そういう事態が出て來て、これからひとつ考へてみようということに問題がなつておると私は思ふのであります。考え方の行き方としては、やはり御指示のやうな線で、なるべく酒精は米を使つてやる、米はなるべく使わないやうにする。こういうことにぜひ行かなくちゃならない。そこでそのやり方といたしましては、今日では御承知の通りアルコールは商工省の専賣に一應なつておるのでありますから、その線にさらに何らかの考慮を加えて、これを考へてみるというところも確かに考え方として十分考慮の價値のあるものである。どういふやうに考へておられます。ただ当面米をつぶした酒をつくらないということは、今の状態では民間で米をつぶして密造をやつてゐるから、民間でそうしてつくる方がよいのじやないか。それからまた酒に對する國民嗜好の問題から考へても、なるほど米の酒だけ飲まぬでもよいじやないかという考へはそうでありませんが、やはり嗜好が移りかわつて行くためには、相當の時間的な経過もいると思ひまして、過渡的な考慮もした場合には、すぐ米の酒をやめていかに全部ということにも参りかねると考へておられます。ことに酒の全般的な考へておりました。米を原料として

の酒は、実は燃料として石炭を使つた場合には、いもからアルコールをつくる場合には石炭が要るので、この石炭の面から解決が相當今障害になつておる。そういう面の具体化に非常な支障を來してゐる。今年の腐らした米に對して、ことに財源が非常に不足してゐるものですから、すぐに腐らした米を至急に何とかアルコール化するやうな方法はないものかという方法は、実は商工省、安本あたりとも今度の予算の編成の段階においていふ研究したのですが、今申し上げたやうないろいろな点において、すぐには問題にならないうやうなことで実現いたさなかつたわけでありまして、以上のような状態でありまして、お考えの趣旨においてはまったく同感であり、將來はそういう方向にだん／＼と酒に對する政策を轉換して行かなければならぬというふうな、考へておる次第であります。

○喜多委員 今酒の話が出ておりますけれども、私は酒の話は皆さんに譲りまして、取引高税について一言質問してみたいと思ひます。先刻佐藤君の質問に對して平田主税局長は、九月、十月の取引高税の徴税状態について、合せて十一月、十二月の徴税に對しては、特に十二月は購買力の増大のためにかなり成績を上げ得られるものであるという、樂觀的御説明があつたように思ふのでありますが、私の聞く範囲におきましては、吉田内閣による取引高税の撤廃論に基因して、日を追つて脱税が増加したといふやうな状態から見ますと、國民が恐ろされてゐるの取引高税について、政府としては取引高税を撤廃するなら撤廃する。なお三月まで存続すべきものなら存続するとはつきりとした説明をせられることは、目下の最も重要な問題でなからうかと私は思ふのであります。この点の質問と同時に、かような脱税者の日を追つて増加したとおるという事実に對して、政府当局者としてどういふやうな御見解を持っておられますか。あとすれば、どの程度にさういふ脱税者の増加したしておるかという、比率的見解をお示し願ひたいと思ひます。

○塚田政府委員 政府が取引高税の廃止をするか否かについては、はつきりした態度を表明しないために、非常に取引高税の徴収に影響を來してゐるという御質問であります。九月にこの税の徴収を始めて以後のしつかりした統計が今手元にありませんので、さういふ影響が具体的に現れてゐるかどうかということとは、実は御確答申し上げられないのでありますが、しかし常識的に想像いたしましたら、この問題をめぐつての最終解決に至らないやうな考へ方が新聞などにみえますことによつて、若干影響があるのではないかと考へてゐるのであります。しかし何とかして早く最終的な決定に到達して、その線を國民の前に明らかにいたしたいと非常に努力いたしておりますが、残念ながらまだその線まで行かないで、御指摘のやうな状態になつて、まことに恐縮に存じてゐるわけでありまして、しかしこの税法が將來廃止されるということになる、ならぬは別として、法律が存続する間はやはり徹底的にやつて行かなくてはならない、これが正しい税法上の建前だから、ぜひさういうやうにしたい。従つてさういうやうなうわさで、これは今に廃止されるから、納めないでおけば免れてしまふのだというやうな誤解もつてゐるけれども、これは徹底的に取締りをしなくてはならぬ。またかりにある時期において廃止しても、その廃止以前の取引のものについては、やはり何らかの措置をもつてこれを徴収するといふやうな方法はぜひ講じなければならぬ。こういうやうに考へております。

○喜多委員 ただいまの政務次官の答弁によりまして、九月、十月の統計はあるが、十一月の統計はまだにわからぬ。ただし若干の影響はあるやに思ふと言われたが、若干という言葉は非常に僅少という意味でありまして、しかし私は若干でなくして相當と

いうふうな解釈いたしておるのであります。その間大きな相違があるのであります。統計はわからなくても、大體の全國の状況から見ます場合においては、若干でないかと解釈いたしますが、その点をお重ねて御質問申し上げます。

○塚田政府委員 私がお答弁申し上げたのは、今のような事態であるから、若干あるいはそういうものがあるかもしれない。そういうように常識的に考えても想像される。しかし数字は集めておりませんので申し上げられません。そしてまたかりに数字が出ても、それが今のような脱税から来る減収であるか、他の原因から来るものであるか。これは研究いたしてみまないとわかりませんので何とも申し上げられませんが、私の若干という数字はそうひどくは影響しておらぬのじやないかと、私は考えておるわけであります。

○喜多委員 たいま政務次官の答弁によつて、撤廃論のためにそういうことであるかといふような御答弁でありましたが、まさしく私は撤廃論というものも起因いたしましたの、納税に對する義務を怠つておるという解釈が、正しいのではなからうかと思ふのであります。この点は緊急に撤廃をするか、あるいはいつまでこれを存続するかといふことを、はつきりと明示せられるといふことは、當然とすべき問題であるといふ解釈をいたします。この点に對する政府の御見解をはつきりと願ひたいことを、もう一度御答弁を願ひたいと思ひます。

○塚田政府委員 重ねて御答弁申し上げますが、これはできるだけ早く結論

に到達して、はつきりと政府の態度を表明できますように努めたいと存じます。

○喜多委員 ではその問題はどの程度にいたしまして、続いて取引高税に對しての不評判の原因は、私の思ひますのは税率の問題でない。税率は百分の一程度ですから、あまり大きな問題でないのではなからうかと思ひます。が、その悪税の最大の原因は、先ほど平田主税局長も言われた通りに、私はその記帳あるいは納税の手続問題が、その大部分を占めておるのではなからうかと思ふのであります。實際問題といたしまして、教育程度の非常に低い商工業者が、これを記帳するに對して、実に複雑なるあの方法論が災いをいたしているといふ点から見まして、眞に私もこの取引高税の開始に對して、あれほど複雑なものであるといふことを考えなかつたことも、われわれ興業の責任であると思ふのでありますけれども、こういう点に對して、その納税しなければならぬ者の実情に合うたような、納税手続をすべきように改正する必要があります。私は思ふのでございますが、これに對して改正する意思がありやいなやを伺ひたいのであります。

○塚田政府委員 御指摘の取引高税が実施の面に、非常に納税義務者の方々にごめんどうをおかけしているといふことは、確かに実施以後の実績に徴して私も同感であります。ことに日本の納税義務者一般、これは單に取引高税の場合ばかりでないと思ひます。所得税の場合におきましても、申告納税制度がうまく行かないといふことの根本の原因には、記帳がうまく行つてお

らない、またそういう能力も持たないといふことが原因をなしていると思ふ。そこでこれを何とかして皆さん方のめんどうをなるべく少くするといふことは、どうしても考えなければならぬ。ただその場合にめんどうを少くするといふことと、税がうまくとれるといふこととの兼ね合いが、今のところ非常にむずかしいのであります。このめんどうを少くするために切手なしに、全部申告というようにすれば、ずつと御指摘のようなめんどうが少くなると思ふのであります。それは全部申告制度にしましては、この取引高税の場合にも所得税と同じようなめんどまり、欠点が出て来るということも考えられます。そこで当面の問題としては、もし取引高税というものが全廃できないといふようなことにでもなるとすれば、それは各般の都合上からの話であります。そういうような場合にはやはりだん／＼と納税義務者が慣れて來られる。また納税意識がだん／＼高まつて來るといふことと並行いたしまして、たとえば現在五十円でもつて打切つておりますが、印紙で納めるのと現金で納めるのと、この限界線を引上げるなりしまして、できるだけこのめんどうを省いて行く。こういうふうに努力して行くといふように考へております。

○佐藤(調)委員 なお喜多氏からいろいろ質問があるかと思ひますが、先ほどわれ／＼の方の島田議員から大蔵大臣に、こういうような問題について他日質疑をしたいといふ意見が出ておりますので、この次の委員会にそういうことをやることにいたしました。きようは大体これで終つていただきました。

○島村委員長 本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十五分散会